（単位　百万円）

| 地方財政法 条号 | 事項名 | 国庫負担額 | 地方負担額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 16 | 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費 | － | － | － |
| 17 | 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費 | － | － | － |
| 18 | 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費 | － | － | － |
| 19 | 児童扶養手当に要する経費 | － | － | － |
| 20 | 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費 | － | － | － |
| 21 | 家畜伝染病予防に要する経費 | － | － | － |
| 22 | 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費 | － | － | － |
| 23 | 森林病害虫等の防除に要する経費 | － | － | － |
| 24 | 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費 | － | － | － |
| 25 | 特別支援学校への就学奨励に要する経費 | － | － | － |
| 26 | 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費 | － | － | － |
| 27 | 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費 | － | － | － |
| 28 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補塡に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費 | － | － | － |
| 29 | 高等学校等就学支援金の支給に要する経費 | － | － | － |
| 30 | 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費 | － | － | － |
| 31 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費 | － | － | － |
| 32 | 指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費 | － | － | － |
| 33 | 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。） | － | － | － |
| 34 | 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費 | － | － | － |
| | 計 | 2,126 | 1,914 | 4,040 |
| 10の2 1～6 | 普通建設事業に要する経費 | 2,961 | 2,300 | 5,261 |
| | 計 | 2,961 | 2,300 | 5,261 |
| 10の3 1 | 災害救助事業に要する経費 | － | － | － |
| 2 | 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費 | － | － | － |
| 3～9 | 災害復旧事業に要する経費 | － | － | － |
| | 計 | － | － | － |
| 34 | 引揚者への援護に要する経費 | － | － | － |
| | 計 | － | － | － |

（注）表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

**北海道開発局公示**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月6日

北海道開発局長　岡部　和憲

1　河川の名称　釧路川水系釧路川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成27年3月6日

3　廃川敷地等の位置

北海道川上郡弟子屈町字熊牛原野20線西10番1地先同字21線西6番4及び5

4　廃川敷地等の種類及び数量

土地　20,858.30平方メートル

## 公　告

### 諸　事　項

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第１９９５号**

神奈川県海老名市東柏ケ谷6丁目23番24―1203号

債務者　岩本　鉄平

1　決定年月日時　平成27年2月20日午後4時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫛笥　正晴

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年4月21日午前10時

5　免責意見申述期間　平成27年4月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

**平成２６年（フ）第３５４号**

沖縄県那覇市安謝2丁目5番2号　ウエスト・コート仲本103

債務者　大城美奈子（旧姓大和）

1　決定年月日時　平成27年2月20日午後5時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山城　　圭

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年5月20日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成27年4月20日まで

那覇地方裁判所民事第3部

**平成２６年（フ）第４０４号**

仙台市青葉区三条町5番9号

債務者　小畑美穂子

1　決定年月日時　平成27年2月20日午後5時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年5月20日午後1時30分

5　免責意見申述期間　平成27年4月21日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係